

# 農林業分野における地理的表示の分析： 製品の時間・空間的多層性と制度の関係性 に着目して

香坂 玲 (東北大学大学院環境科学研究科 教授)  
梶間周一郎 (東北大学大学院環境科学研究科)  
田代 藍 (東北大学大学院環境科学研究科 研究員)  
内山愉太 (東北大学大学院環境科学研究科 助教)

## *Geographical Indications in Agriculture and Forestry Sectors: Spatio-temporal Multilayers of Products and Institutions*

*Ryo Kobsaka*

*Professor, Graduate School of Environmental Studies, Tohoku University*

*Shuichiro Kajima*

*Graduate School of Environmental Studies, Tohoku University*

*Ai Tashiro*

*Researcher, Graduate School of Environmental Studies, Tohoku University*

*Yuta Uchiyama*

*Assistant Professor, Graduate School of Environmental Studies, Tohoku University*

【要旨】 地理的表示保護制度は、産地と強いつながりを有する産品を登録する制度であり、品質に関する生産工程まで登録する点に特徴がある。いわば、登録産品は「産地と時空間的結びつき」を有しているともいえる。既存研究では、商標等の他制度と比較した分析はなされているが、内容面において時間や空間に着目した分析は限定的である。そこで本研究では、産品と地域との関連性について、時空間的な広がりに着目する。例えば、「伝統性」という概念を制度設計の側からは「25年以上」といった単線的、組織的に扱える単位への翻訳がなされているが、実際の伝統野菜には、伝統性の多様な定義が存在するなど、時間的多層性がみられる。加えて、複数の県にまたがる産地を形成しているジャスミンライスや、日本の登録産品の全国的な傾向の分析を通して、制度側の要求と、産品の時空間的な特徴との緊張関係も、地理的表示の登録が進まない一因ではないかという仮説を提示する。

【キーワード】 地理的表示      時空間的多層性      伝統野菜      ジャスミンライス      生産行程管理

【Abstract】 In the Geographical Indication (GI) protection system, local products with strong connections with production areas are registered. The products' quality standards and production processes are registered in addition to the names of the products with regional names. The GI products have spatio-temporal connections with production areas. In existing research, comparative analysis of institutions such as GIs and trademarks are conducted. On the other hand, research focusing on spatio-temporal aspects of the products is limited. In this research, spatio-temporal characteristics of the products are focus. For example, Japanese GI system defines traditional products as the products with more than 25 years history, however, Japanese traditional vegetables have diverse definitions of tradition. In other words, the vegetables have temporal multilayers. In addition to the case of the traditional vegetables, the case of Jasmine rice that has production areas overlapping with several administrative areas of prefectures in Thailand, and

overall trends of Japanese GI products are analyzed. Finally, the hypothesis that tense relationship between institutional requirements and spatio-temporal multilayers of local products can be a factor behind why the registration of GI is not progressing smoothly is demonstrated.

【Keywords】 Geographical Indication spatio-temporal multilayer traditional vegetables jasmine rice production process management

## 1. はじめに

農林漁業の産品では既存の地域団体商標に加え、地理的表示への登録が進んでいる。既に制度の形式や特色について、商標や類似制度との比較や分析、初期の地理的表示制度に登録した産品の分析については既存研究も存在し（香坂 2015）、知財学会等においても発表がされてきた。日本と欧州地域の産品の比較分析を通して、地理的表示のガバナンス（Kizos et al. 2017）や、登録産品の歴史性の意味を問う研究（Gugerell et al. 2017）も蓄積されはじめている。もともと地理的表示保護制度は、制度的に産品と場のつながりを示し、品質に関する生産工程まで登録する点に一つの特徴がある。言い換えるならば、登録産品は「産地と時空間的結びつき」を有しているともいえる。既に制度の商標などと比較した議論はなされているものの、内容面において時間や空間に着眼した分析は少ない。例えば Gugerell et al. (2017) では、産品の歴史性を固定的に捉えることがイノベーションを阻害する要因となり得ることが議論されているが、具体的な時間的特徴については考察されていない。

そこで本章は、産品によって地域と関連する時間的、空間的な広がりに着眼する。例えば、「伝統性」という概念を制度設計の側からは「25年以上」といった単線的、組織的に扱える単位への翻訳がなされている。また、地名が示す範囲が、ただちに産品が使用できる範囲とは限らないという「ズレ」も、地理的表示の合意形成の難しさの一因にもなっている。いわば登録の要件としての制度側の論理としては、何らかの線引きが必要とされるのに対し、農産品の伝統性や空間には多層性が存在する現実もある。多層性は、制度側からすると厄介ではあるが、同時にそのような差異が各産品の特徴や、地理的表示が保護すべき付加価値そのものを形成している面

もあり、一筋縄ではいかない。

例えば、伝統野菜については、各地で異なる定義が提案されており、時間的には「古くから」といった曖昧なものから、「40年以上前から」というような比較的明確な定義も存在し、伝統野菜に限っても多層性がある。

空間的には、産品の種類によっても産地の広がり方は大きく異なる。例えば、日本の地理的表示の産品については、約3割が単一の市区町村内で生産されているが、半数は、2つ以上の市区町村にまたがる生産地となっている。申請コストや組織的な理由もあるが、産品の名称が現在の行政区分や行政区分の地名の名称と異なることも影響していよう。また、海外の事例となるが、タイのジャスミンライス（*Khao hom mali*）のように、部分的に産地が重なりあいながら、異なる産品として地理的表示に登録されている例もある。

知財やその制度へ登録というと、産品の申請者側の生産者団体が制度に落とし込む色彩が強調されがちであるが、産品の申請者と関わる弁理士等の知財の専門家および制度の立案、運営に主に関わる行政のサイドが農林漁業の「多層的な時空間」を理解し、尊重することも、その戦略を考えるうえでは重要となる。

以下では、具体的に登録産品の分析を通して、時間や空間の個別の事例の分析をする。そして、制度側の要求と、農産品の伝統性や空間の特徴との緊張関係も、地理的表示の登録が進まない一因ではないかという仮説を提示する。制度の立案時点で期待した効果が得られなくなる原因ともなる制度と現場の緊張関係については、これまでも指摘がなされているが（Rocha et al. 2012）、本研究では地理的表示を考察対象として、実証的なデータを基に仮説を構築する。具体的には、最初に時間、空間のそれぞれについて多層性を有する象徴的な事例として伝統野菜と、ジャスミンライスの事例を分析する。続いて、

全国の地理的表示登録産品における時空間的多層性の全体的傾向を考察した結果を示す。

## 2. 地理的表示に関する産品の時空間的特徴

### 2.1. 時間的特徴

冒頭で紹介した伝統野菜を例に、野菜の伝統性という時間軸の問題を考えてみよう。伝統野菜の種類は多く、必ずしも全てが地理的表示保護制度の登録産品ではないが、多層性を理解する一助となる。伝統野菜という類似するカテゴリーに含まれる産品であっても各産品で歴史は異なり、伝統野菜の定義は各地域の独自のものが提案されており、統一的な定義は存在しない(香坂・富吉 2015)。伝統野菜については、地産地消、ロハスといった動きにおいて着目される一方で、遺伝資源としての価値や、生産、調理、伝統行事での利用法等に関する知識および文化を継承する媒体としての価値も注目されており、各地の伝統野菜の一部は、地理的表示の産品にもなっている(例:吉川ナス, 加賀丸いも等)。伝統野菜の時間的特徴について、以下に詳述する。

各地の伝統野菜の時間的な基準は多様であるが、それらは4グループに類型化することができる。図1は、各類型と時間的基準との対応を示している。

江戸、京都といった大都市近郊の伝統野菜については、明治前後を基準としており、時間的な条件が比較的厳しいものとなっている。次いで条件が厳しい定義として、昭和20年以前を基準とする類型があり、戦前・戦後での区分がみられる。また、数十年前から生産していることを条件としている類型や、そもそも明確な基準を持たない類型があり、後者については時間的基準について、「古くから」生産されていることと説明するものとなっている。

伝統野菜という共通の言葉を用いていても、時間的基準が大きく異なる定義が存在していることは、地理的表示の制度側が提示する「25年以上」といった明確な線引きが、伝統野菜には馴染まない可能性を示している。地域の文化や環境と強く結びついた伝統野菜であっても、25年以上という明確な歴史性を有していない、または確認できない産品は、地理的表示のコンセプトに親和性のある産品であっても登録が難しくなってしまう恐れがある。

### 2.2. 空間的特徴

産品は必ずしも行政区の境界にとらわれずに、自然条件等にも依存するかたちで生産されている。あるいは、かつての「藩」や旧村の名称も重要となることが多い。冒頭で言及したジャスミンライスは、空間的多層性を象徴する事例である。

図1 伝統野菜の時間的基準の類型(香坂・富吉(2015)を基に作成)

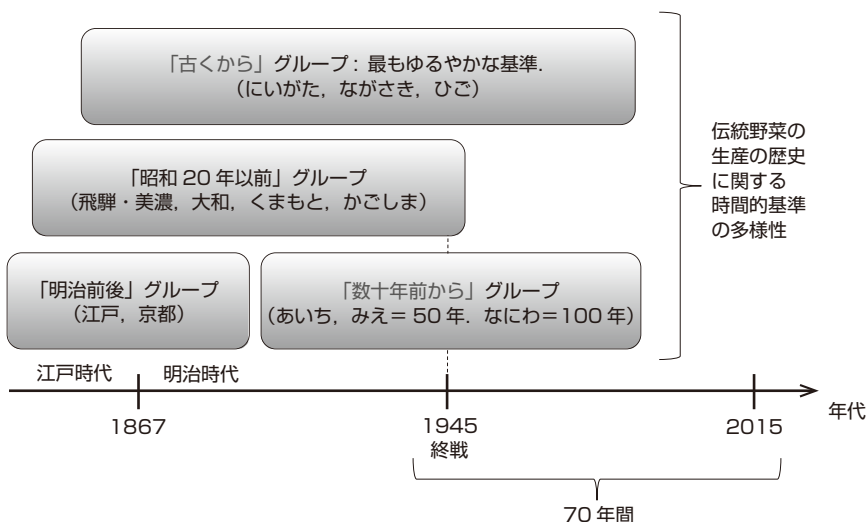
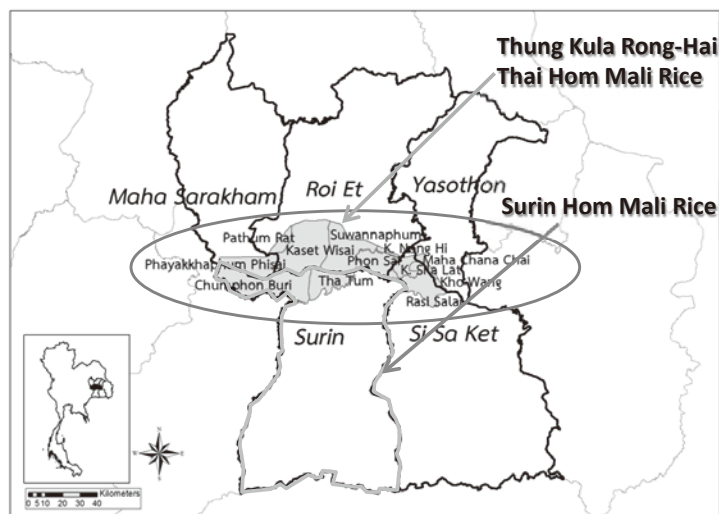


図2 2種類のジャスミンライスの登録地域の分布  
(Napasintuwong (2017) を基に作成)



産地は、製品ごとに多様な広がり方がみられるが、同一種の製品について、産地が重なっているような事例は、日本ではあまりみられない。例として、福岡の八女茶は、地域団体商標に登録され、八女伝統本玉露は地理的表示に登録されており、産地が部分的に重なる同一種の製品となっているが、異なる制度において登録されている。

他方、2003年に先行して地理的表示を導入しているタイにおいては、主要産品であるジャスミンライスについて、産地が部分的に重なる二つの産品が登録されている(図2)。具体的には、2007年9月に先行して Thung Kula Rong-Hai Thai Hom Mali Rice が登録され、Surin Hom Mali Rice が2008年2月に登録されている。先行して登録された産品の一部地域は、その後登録された産品の産地である Surin 県に含まれている。前者の産地は複雑な形態を有しており、複数県にまたがる産地となっている。タイの国内の地理に詳しくない者にとっては、先に登録された産品の産地と Surin 県の重なりは容易に想起されるものではない。

ジャスミンライスという分類としては同様の産品が、隣接地域であり、かつ一部重なりがみられる地域より二つの産品が登録されていることについては、地理的表示の制度側としては二つの産品を識別する観点からも望まれるものではないかもしれな

い。ただし、先に述べた通り、実際の産地の広がりには、往々にして重なり合いながら形成され得るものであることに留意する必要がある。そのことを無視した制度設計は、地理的表示の登録を阻害する要因となり得る。

以上より、地理的表示のコンセプトである地域と時空間的結びつきを有する産品は、時空間的に多層性を有し、単一的な線引きが馴染まない可能性があることが分かった。以下では、日本の地理的表示の登録産品について、時空間的多層性の全国的傾向について考察する。

### 3. 日本の登録産品の時空間的多層性の動向

本節では、現時点の登録産品を対象に、時空間的多層性の全国的な傾向について分析した結果を提示する。地理的表示登録産品は2017年11月現在、48品(海外1品)となっており、10品以上が審査プロセスに入っている。ここでは、農林水産省が公開している地理的表示の登録簿を基に、どのような産品が登録され、どの程度の長さの生産の歴史を持っているのかといった登録産品の情報の整理を試みた。登録簿には、登録要件に沿って、生産主体、産地の範囲、生産の歴史や生産方法といった、産品と

地域のつながりに関わる情報が記載されている。登録簿の内容は、申請主体が農林水産省に提出した製品の情報であり、審査を経て公開されたものとなっている。製品の歴史や、生産地の範囲等については、各製品について共通して記載されている比較可能なデータであり、以下ではその2点について全国の製品を分析した結果を詳述する。

### 3.1. 分析結果：生産の歴史と産地の広がり

生産の歴史は、登録簿に記載されている生産年数を用いる。産地の範囲は、単一自治体・隣接自治体・近隣自治体・県単位の4つに類型を設定して分析を行なった。「隣接自治体」と「近隣自治体」は、前者が地理的に境界を共有している2つの自治体を指し、後者は前者のケースを除く、複数の近接した自治体が産地として登録されている類型である。

ここでは、ジャスミンライスの例で示したような、産地の地理的な重なり合い等までは分析を行なわないが、空間的多層性に関わる産地の広がり方、大きさについて、全国的にどのような傾向があるのか分析する。

登録簿から抽出した歴史と産地の情報を集計した結果を図3、4に示す。平均生産年数は185年、中央値は97年となっている。平均値と中央値が大きく異なっている要因は、奈良県の三輪そうめんや兵庫県神戸牛のような800年以上の歴史を持っている製品も数点含まれているためである。全体的な傾

向としては、100年前後の歴史を持っているものが多い(図3)。産地の範囲は、単一自治体が33%、隣接自治体が18%、近隣自治体が33%、県単位が13%となっている(図4)。

以上の結果が示す通り、全国の登録製品にも時間的多層性が存在することが示された。また登録製品の多様な産地の広がり方は、空間的多層性の存在し得る可能性を示唆している。時空間のそれぞれの特徴は、独立に生起するものではなく、一定程度の相関があることが予想される。例えば、長い生産の歴史を有する製品は、生産に関する知識や技術等が伝播することを通じて、比較的広範囲に産地が広がる可能性が考えられる。そこで、歴史と産地の広がりという二指標の相関関係について分析を行なった。具体的には二指標についてスピアマン相関を用いて

図4 産地の範囲

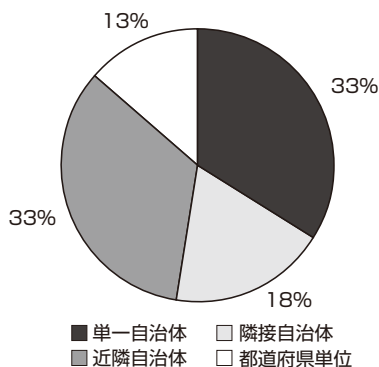


図3 生産年数のヒストグラム

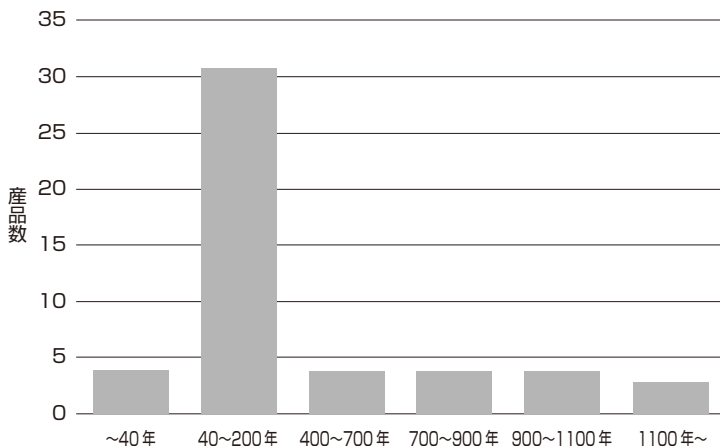


表 1 産品の時空間的特徴（生産の歴史と産地の広がり）の相関

	生産年数	P 値
単一自治体	-0.328	*
隣接自治体	-0.049	
近隣自治体	0.020	
都道府県単位	0.536	**

\*\*p&lt;0.01 \*p&lt;0.05

分析した（表 1）。その結果、生産年数の長い産品については都道府県単位の産地を有し、短い産品については単一自治体の範囲内に産地を形成している傾向が明らかとなり、仮説が支持された。

### 3.2. 考察：多様な産品の存在

地理的表示の登録産品について、登録簿の情報に基づき、40 年から 200 年の幅を中心に時間的多層性を把握することができた。特に、全体的な傾向とは異なる特徴を有する産品も登録されていることが把握された。このことは、潜在的にはより多様な産品が存在することを示唆している。産品の多様性は制度側の画一的な要求に馴染まない可能性があるが、そのことは具体的な産品の事例を基に別途検証する必要がある。今回の分析により、複数の自治体にまたがる範囲で産地を形成している産品も多数登録されていることが明らかとなった。

今後の重要な研究課題として、それらの具体的な重なり合いの状況（かつての旧市町村や藩などの単位）、現在の都道府県の境界との関係性の考察がある。その関係性の理解が、登録産品の時空間的多層性の全国的傾向の分析と知財戦略の構築における今後の課題である。

## 4. 結論

以上の分析、考察結果より、多様な農産品の伝統性や空間的特徴を俯瞰してきた。制度側のやや画一的ともいえる要求との緊張関係が生じていることも間接的に示唆されていると考える。このような緊張関係は、地理的表示保護の制度への登録の阻害要因となり得るもので、今後登録が停滞することにより、制度の立案時点で期待した効果が得られなくなる可

能性が高い。登録の阻害要因については、知名度不足、メリットの不明確さ、コスト・労働の増大など、さまざまな指摘が既になされている。ただ、登録される農産品自体に歴史があり、空間的にも多層な存在であることも見落としてはならず<sup>1</sup>、制度を知ってもらう努力と合わせて、知財関係者や行政関係者も農産品の特徴を理解する努力が欠かせない。比較的単線的な線引きを必要とする制度側の論理と、農産品の時空間的な多層性、ある意味では豊かさが、地理的表示の登録が容易には進まない一因となっている可能性が考えられる。

今回は仮説的な示唆であり、さらなる検証は必要であるが、時間的、空間的に広がり異なる産品について、地理的表示に登録することによるブランド化の推進や、地域の文化財として持続的に生産を行なうための知財保護を含むスキームの形成を行なう必要がある。

制度側は、多様な産品の存在を理解したうえでの対応が求められる一方で、制度利用側は、時空間的特徴を消費者に明確に伝える方法の構築や、制度側との連携により、地理的表示の活用に向けた消費者との対話の場の整備と活用が求められる。

産品と場をつなぐ制度として、地域振興にも貢献し得る地理的表示の可能性を活かすためにも、消費者を含めた産品のブランド化に向けた取り組みが求められる。生産者から消費者までが双方向的にコミュニケーションを行なうことが可能な場の構築と弁理士や行政関係者の理解促進は、時空間的多層性を価値の源泉とする産品の知財戦略における喫緊の課題である。

【謝辞】本章の内容の一部は、知財学会（第 15 回年次学術研究発表会）での筆者らの発表内容を基に構成している。学会においてコメントを頂いた先生方に謝意を表します。また、本研究は、MEXT / JSPS 科研費 JP26360062, JP16KK0053, JP17K02105 および環境省環境研究総合推進費 (S15-2 [3])、総合地球環境学研究所 [No.14200126] FS プロジェクト：電子情報化が進む時代の生物・遺伝資源の利用と公正な利益配分：知財・ストーリーを通じた生計向上と農業生物多様性保全（代表：香坂玲）、（公財）アサヒグループ学術振興財団、（公財）トヨタ財団、（一財）北海道東北地域経済総合研究所の研究助成の一環として実施された。

注

- 1 産地と加工地が比較的離れて形成されることも多い林産品は、一つの製品の生産プロセスにおいても空間的多層性がある例として考えられる。その特性が地理的表示への登録を難しくしている要因にもなっている（香坂・内山2016）。

参考文献

Gugerell, K. Uchiyama, Y. Kieninger, P. R. Penker, M. Kajima, S. Kohsaka, R. (2017) "Do historical production practices and culinary heritages really matter? Food with protected geographical indications in Japan and Austria." *Journal of Ethnic Foods*, Vol. 4 No. 2, pp. 118-125.

Kizos, T. Kohsaka, R. Penker, M. Piatti, C. Vogl, C.R. Uchiyama, Y. (2017) "The governance of geographical indications: experiences of practical implementation of selected case studies in Austria, Italy, Greece and Japan." *British Food Journal*, Vol. 119 No. 12, pp. 2863-2879.

Napasintuwong, O. (2017) "The Roles of Agricultural Cooperatives in Certification and Production of Geographical Indication (GI) Rice In Thailand," the International Seminar on Enhancing Agricultural Cooperatives' Roles in Response to Changes in Food Consumption Trend, Sept. 18-22, 2017, Taipei, Taiwan.